

(案)

新宿区立保育所等における事故防止等のためのビデオカメラの
設置及び運用に関する要綱

平成 年 月 日
新子保運第 号

(目的)

第1条 この要綱は、新宿区立保育所及び新宿区立子ども園（以下「保育所等」という。）における事故防止及び事故後の検証のためのビデオカメラ（以下「事故防止等のためのビデオカメラ」という。）の設置及びその運用に関し必要な事項を定めることにより、保育所等における事故防止及び事故後の検証体制の強化を図り、もって児童の安全の確保及び児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事故防止等のためのビデオカメラ 事故の防止及び事故後の検証を目的として、前条に規定する目的を達成するために新宿区が保育所等に設置する撮影装置であって、撮影した画像を表示し、又は記録する機能を有するものをいう。
- (2) 事故防止等のためのビデオカメラの運用 事故防止等のためのビデオカメラにより撮影を行い、又は事故防止等のためのビデオカメラにより撮影された画像（以下「画像」という。）の記録、保管、再生、複製、印刷、外部提供若しくは消去（画像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）の廃棄を含む。）を行うことをいう。

(事故防止等のためのビデオカメラ管理者等の設置)

第3条 子ども家庭部保育課長を事故防止等のためのビデオカメラ管理者（以下「管理者」という。）とする。

- 2 管理者は、事故防止等のためのビデオカメラの運用がこの要綱に則して常に適正に行われるよう、当該保育所等に設置される事故防止等のためのビデオカメラの運用に関する事務を統括する。
- 3 前項の事務の適正化を図り、事故防止等のためのビデオカメラの運用に関し管理者を補佐するため、事故防止等のためのビデオカメラ取扱責任者を置くものとし、園長をもってこれに充てる。
- 4 管理者は、第2項の事務の適正化を図るため、所属職員のうちから事故防止等のためのビデオカメラ取扱者を指定することができる。
- 5 事故防止等のためのビデオカメラ取扱者は、管理者及び事故防止等のためのビデオカメラ取扱責任者の指揮監督の下に、事故防止等のためのビデオカメラの運用に関する事務を行う。

(事故防止等のためのビデオカメラの設置)

第4条 事故防止等のためのビデオカメラの設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事故防止等のためのビデオカメラの設置台数が、この要綱の目的を達成するために必要な最小限の台数となること。
- (2) 事故防止等のためのビデオカメラによる撮影範囲が、この要綱の目的に照らして最も適

切な範囲となるよう調整すること。

- (3) 事故防止等のためのビデオカメラ及び記録媒体の盗難又は紛失の防止のために必要な措置を講ずること。
- 2 前項のほか、事故防止等のためのビデオカメラの設置場所、撮影範囲等、設置にあたっての基準については別途定める。
- 3 管理者は、事故防止等のためのビデオカメラを設置するときは、当該保育所等の出入口その他の見やすい場所に、事故防止等のためのビデオカメラを設置している旨並びに管理者の職名及び連絡先を掲示しなければならない。
- 4 事故防止等のためのビデオカメラを設置する際又は設置した際は、新宿区情報公開・個人情報保護審議会に報告しなければならない。

(画像又は記録媒体の管理)

第5条 画像を保管する期間は、原則として14日以内(第7条第1項各号の規定に基づき画像情報の提供を行う期間を除く。)とし、当該期間経過後は、これを消去するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認める場合は、区長と協議の上、画像を保管する期間を別に定めることができる。
- 3 画像は撮影時の原状により保管するものとし、編集又は加工をしてはならない。
- 4 画像はこれを複製し、又は印刷してはならない。
ただし、管理者が特に必要があると認める場合は、この限りでない。
- 5 記録媒体の廃棄は、粉碎、溶解その他の適切な方法を用いることにより、記録媒体からの画像の再生ができない状態にしなければならない。
- 6 管理者は、前各項に定めるもののほか、画像及び記録媒体について、流失、漏えい、盗難、紛失その他の事故が生じないように必要な措置を行わなければならない。

(管理者等の遵守事項)

第6条 事故防止等のためのビデオカメラにより撮影を行い記録された画像を閲覧し、本要綱の目的を達成するための事例検討を行う場合には、あらかじめ管理者の許可をえるものとする。

- 2 前項の閲覧は、管理者、事故防止等のためのビデオカメラ取扱責任者、事故防止等のためのビデオカメラ取扱者及びその他管理者が認めた者に限り行うことができるものとする。
- 3 管理者、事故防止等のためのビデオカメラ取扱責任者、事故防止等のためのビデオカメラ取扱者及び前項に規定する管理者が認めた者は、画像から知り得た情報をみだりに他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(提供の制限)

第7条 管理者は、画像、画像を複製し、又は印刷したものその他画像に係る一切の情報(以下「画像情報」という。)を、他に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第197条第2項の規定に基づき、捜査機関から公文書により提供を求められたとき。
 - (2) 前号のほか、法令の規定に基づき文書により提供を求められたとき。
 - (3) 区民等の生命、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないとき。
- 2 管理者は、前項ただし書の規定により画像情報を提供するときは、この要綱の趣旨及び当該提供の目的に照らし必要かつ最小限の範囲にとどめるとともに、当該提供を行う相手方に対し次に掲げる事項及びこれらを遵守する旨を記載した文書を提出させなければならない。
 - (1) この要綱の趣旨に照らし、画像情報を適正に管理すること。
 - (2) 画像情報の提供を受けた目的以外への利用及び画像情報の第三者への無断提供をしないこと。

(3) 画像情報の提供を受けた目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに記録媒体を返却すること。

3 管理者は、第 1 項ただし書の規定により画像情報を提供したときは、事故防止等のためのビデオカメラ画像情報提供報告書(第 1 号様式)により速やかに区長に報告しなければならない。
(苦情等への対応)

第 8 条 管理者は、区民等から事故防止等のためのビデオカメラに関する苦情等を受けたときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(運用状況の記録及び報告)

第 9 条 管理者は、事故防止等のためのビデオカメラの運用の状況について、事故防止等のためのビデオカメラ状況記録簿(第 2 号様式)により記録するものとする。

2 管理者は、画像の流失若しくは漏えい又は記録媒体の盗難若しくは紛失があった場合は、速やかにこれを区長に報告しなければならない。

(個人情報保護条例の遵守)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、管理者、事故防止等のためのビデオカメラ取扱責任者、事故防止等のためのビデオカメラ取扱者及びその他事故防止等のためのビデオカメラカメラの設置又はその運用に関する事務を行うものは、新宿区個人情報保護条例(平成 17 年新宿区条例第 5 号)の趣旨にのっとり、当該事故防止等のためのビデオカメラの設置又はその運用が個人情報に係る区民等の基本的人権を侵害することがないように適切な措置を講じなければならない。

(実施細目等)

第 11 条 この要綱を実施するため、実施細目及びその他必要な規程を定めることができる。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。